

その先の、道へ。北海道  
Hokkaido. Expanding Horizons.

# 北海道受動喫煙防止対策推進プラン（仮称） （素案）〔案〕

＜ 北海道受動喫煙防止条例に規定する基本計画 ＞

令和 年（ 年） 月

北海道保健福祉部健康安全局

# 目 次

第1	計画策定の趣旨	1
第2	計画（北海道受動喫煙防止対策推進プラン）の位置付け	1
第3	計画期間	2
第4	受動喫煙による健康影響	2
第5	道内の現状	2
1	喫煙の状況	
2	公共施設等における受動喫煙防止対策の状況	
第6	受動喫煙防止対策の基本的な考え方	3
第7	受動喫煙防止対策に関する具体的施策	4～7
1	普及啓発	
2	学習機会の確保	
3	市町村及び事業者等の取組の促進	
4	実施状況の調査	
5	体制の整備	
第8	法と連動した受動喫煙防止の取組の推進	8～9
第9	その他の取組	9
第10	数値目標	10
第11	計画の進行管理と評価	10
<参考資料>		
	健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）の概要	11～12
	北海道受動喫煙防止条例	13～15

## 第1 計画策定の趣旨

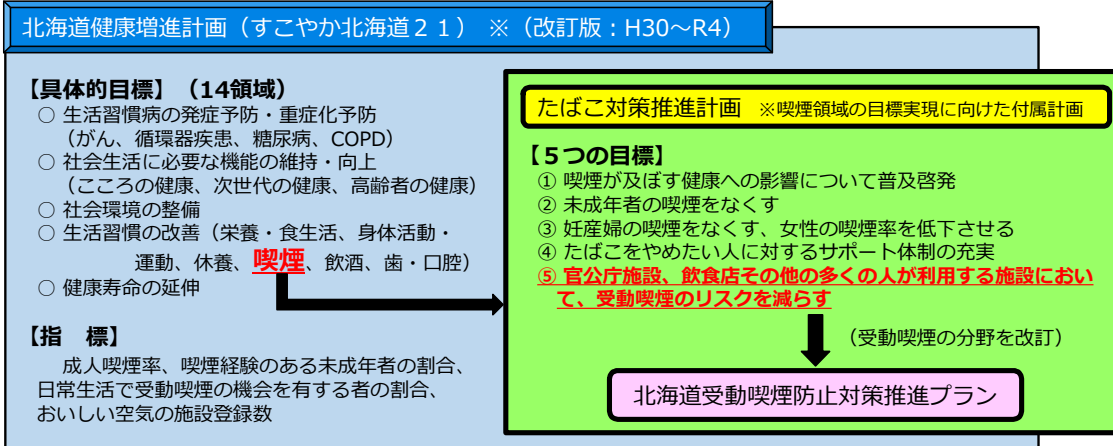
本道においては、成人喫煙率や肺がんの死亡率・罹患率がともに全国よりも高く、特に、未来を担う子どもたちなどに受動喫煙を生じさせない環境づくりを積極的に推進することが重要であることから、平成30年（2018年）に改正された健康増進法や道議会における「受動喫煙ゼロの実現を目指す決議」、さらには、「北海道がん対策六位一体協議会」からの要望などを踏まえ、令和2年（2020年）3月に「北海道受動喫煙防止条例」（令和2年3月31日条例第4号）（以下「条例」という。）を制定しました。

本条例の制定に伴い、道内における受動喫煙防止対策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に、条例に規定する普及啓発や学習機会の確保等の防止対策に関する具体的な施策のほか、適切な分煙環境の整備など法と連動した取組等を定めた「北海道受動喫煙防止対策推進プラン」を策定します。

なお、本プランは、「北海道健康増進計画（改訂版）」（以下「すこやか北海道21」という。）の喫煙領域の目標実現に向けた付属計画である「たばこ対策推進計画（改訂版）」（以下「たばこ対策推進計画」という。）のうち、受動喫煙の防止に関する分野を改訂し策定するものです。

### 「たばこ対策推進計画」の概要

- 「すこやか北海道21」では、「喫煙」を含む14の領域について、それぞれ道民の健康増進の取組を効果的に推進するための目標及び指標を設定し、健康状態や生活習慣の状況の把握に努めることとしており、喫煙に関しては、「5つの目標」を定めている。
- この「5つの目標」の達成に向け、各機関・団体の役割や取組の方向性を明らかにするとともに、施策の推進状況を把握する指標を定めた「すこやか北海道21」に付属するものとして「たばこ対策推進計画」を策定している。
- 道では、これまで、「すこやか北海道21」及び「たばこ対策推進計画」に基づき、様々なたばこ対策を推進してきたが、本道の喫煙率は低下傾向にあるものの、依然として全国で最も高い状況が続いていることから、引き続き、市町村、医療機関、関係団体、学校、職場等の連携、協力を一層強め、実効性ある取組を推進する必要がある。



## 第2 計画（北海道受動喫煙防止対策推進プラン）の位置付け

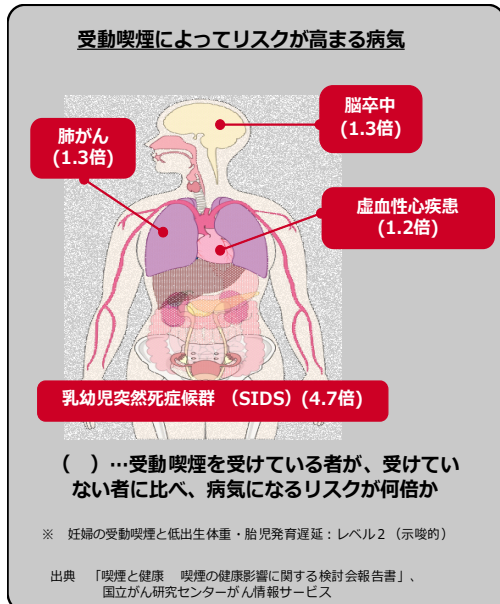
条例第8条に規定する「基本計画」の位置付けとします。

## 第3 計画期間

「たばこ対策推進計画」の計画期間（平成30年度（2018年度）～令和4年度（2022年度））に合わせ、令和5年（2023年）3月31日までとします。

## 第4 受動喫煙による健康影響

受動喫煙によってリスクが高まる病気には、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群（SIDS）があり、年間約15,000人が受動喫煙を受けなければ、これらの疾患で死亡せずに済んだものと推計されています。



**受動喫煙による年間死亡数推計値（人）**

区 分	男性	女性
肺がん	627	1,857
虚血性心疾患	1,571	2,888
脳卒中	2,325	5,689
小 計	4,523	10,434
乳幼児突然死症候群 (SIDS)	73	
合 計	15,030	

※各疾患の死亡数の何%が受動喫煙によるものかを計算し、その割合を2014年の死亡数に乘じ算出した。

出典 厚生労働科学研究費補助金循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業  
「たばこ対策の健康影響および経済影響の包括的評価に関する研究」

## 第5 道内の現状

### 1 喫煙の状況

2019年国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、本道における成人喫煙率は、男性31.6%、女性14.9%であり、男女とも全国平均（男性28.7%、女性8.8%）を上回っており、47都道府県中では、男性は第9位、女性は第1位となっています。

また、男女合計では、本道22.6%、全国平均18.3%であり、47都道府県中では、第1位となっています。

【成人喫煙率】

区 分		男 性			女 性			男 女 計		
		北海道	全国順位	全国平均	北海道	全国順位	全国	北海道	全国順位	全国平均
成人喫煙率	2016年	34.6%	4位	31.1%	16.1%	1位	9.5%	24.7%	1位	19.8%
	2019年	31.6%	9位	28.7%	14.9%	1位	8.8%	22.6%	1位	18.3%

[出典] 国民生活基礎調査(厚生労働省)

### 2 公共施設等における受動喫煙防止対策の状況

令和2年度（2020年度）に道が実施した受動喫煙防止対策に関する施設調査によると、第一種施設では96.5%、第二種施設では83.2%、市町村が管理する施設では95.5%、飲食店では82.2%が屋内において禁煙や分煙などの受動喫煙防止対策を実施しており、健康増進法の改正や条例が制定されたことにより、様々な施設において対策が進められています。

なお、道が管理する施設については、指定管理等である一部の施設を除き、道庁本庁舎や振興局庁舎などにおいて、令和2年（2020年）6月から敷地内禁煙を実施しています。

## 第6 受動喫煙防止対策の基本的な考え方

条例に規定する3つの基本理念について、受動喫煙防止対策を推進するための基本的な考え方とします。

- (1) 受動喫煙が健康に悪影響を及ぼすことを認識し、全ての方に望まない受動喫煙を生じさせない「受動喫煙ゼロ」の実現を目指します。
- (2) 受動喫煙により健康を損なうおそれが高い20歳未満や妊婦の方々に対し、特に配慮して受動喫煙防止対策を推進します。
- (3) 道や道民、事業者、関係団体のそれぞれの責務の下、協働しながら道民運動として受動喫煙防止対策を推進します。

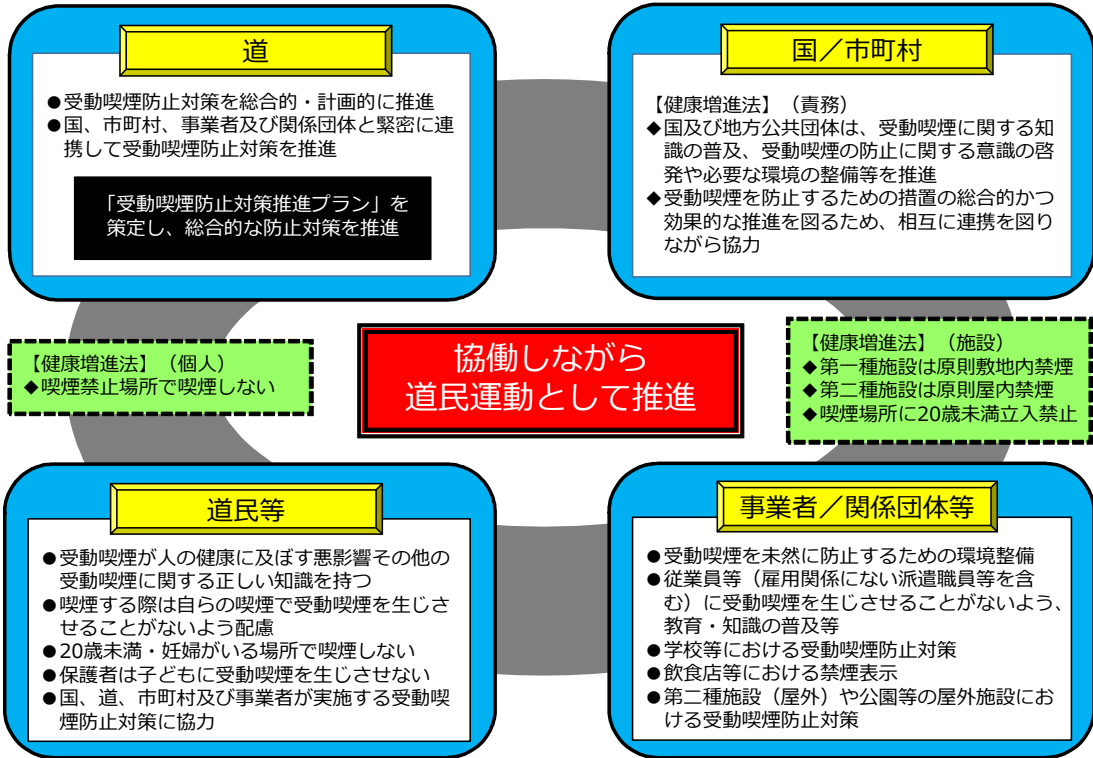
(基本理念)

第3条 受動喫煙防止対策は、受動喫煙が人の健康に悪影響を及ぼすものであるとの認識の下に、全ての者に望まない受動喫煙を生じさせない「受動喫煙ゼロ」の実現を目指して推進する。

2 受動喫煙防止対策は、特に20歳未満の者及び妊娠中の者（以下「妊婦」という。）について、受動喫煙が健康に悪影響を及ぼすおそれが高いことに配慮して推進する。

3 受動喫煙防止対策は、国、道、市町村、道民、事業者及び関係団体の適切な役割分担の下に、一体的に推進する。

## 受動喫煙防止対策の一体的な推進



## 第7 受動喫煙防止対策に関する具体的な施策

道は、「6 受動喫煙防止対策の基本的な考え方」に基づき、条例第9条から第13条に規定する5つの施策を基本的な柱として、受動喫煙防止対策を推進します。

### 1 普及啓発

第9条 道は、道民等、事業者及び関係団体に対し、受動喫煙が人の健康に悪影響を及ぼすことについての理解を深めさせるとともに、自発的な受動喫煙防止対策を促進するため、普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### <主な施策>

説明会等の開催	道民や事業者等に対し、条例の趣旨や内容等を幅広く周知するため、各地域（道立保健所単位）で説明会等を開催する。
ポスターやリーフレットの配布等	道民や観光客等の道内滞在者（外国人を含む）（以下「道民等」という。）、事業者、関係団体等に対し、条例の趣旨や内容等を幅広く周知するため、ポスターやリーフレットを配布する。 また、道の広報インフラ（広報誌の全戸配布や新聞紙面の利用など）を活用した情報発信に努める。
ポータルサイトによる情報提供	「北海道受動喫煙防止ポータルサイト」を開設し、20歳未満、妊婦、道内滞在者、市町村、事業者、関係団体等の対象ごとに、受動喫煙の防止に関して、きめ細やかな情報提供を行う。
ツイッターによる情報発信	「ほっかいどう健康づくりツイッター」を開設し、道民等、市町村、事業者、関係団体等に対し、国や道が実施する受動喫煙防止対策等に関する情報を速やかに発信する。
妊婦への普及啓発	市町村や医療機関と連携し、妊婦や胎児等へのたばこによる健康影響を減らすため、母子健康手帳交付時や各種の健診時において、受動喫煙による影響などの情報を提供する。
普及啓発等の取組による効果を把握	条例の認知度や受動喫煙の機会を有する者の割合について、「健康づくり道民調査」（5年毎実施）等において把握する。

## 2 学習機会の確保

第10条 道は、道民、事業者及び関係団体に対し、受動喫煙防止対策に関する理解を深めさせるため、受動喫煙防止対策に関する学習の機会を確保するための必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、20歳未満の者及び妊婦について受動喫煙がその健康に悪影響を及ぼすおそれが高いことに関する理解を深められるよう、これらの者に対し、知識の習得に必要な措置を講ずるものとする。

### <主な施策>

受動喫煙防止対策に係る健康教育資料の作成等	新型コロナウイルス感染症が発生している状況下においても、受動喫煙防止対策に関する学習の機会を確保するため、オンライン研修等に対応した健康教育資料（DVD）を作成し、道及び市町村等が実施する健康教育等において活用する。
企業等への出前講座等の実施	受動喫煙防止対策に積極的に取り組む企業や団体を対象に、従業員等の受動喫煙に関する知識を深めるため、出前講座等を実施する。
未成年者等に対する受動喫煙防止に関する講座等の実施	道立保健所において、小学校の児童や教職員等を対象に、受動喫煙防止に関する講座を実施する。 また、教育機関に対し、健康教育に携わる教職員や中学生、高校生を対象とした研修事業等の促進について働きかける。
妊婦等への知識の普及	市町村や関係機関・団体と連携し、女性の健康週間（3月1日～8日）やがん征圧月間（9月及び10月）においてリーフレットを配布するなど、妊産婦等に対する受動喫煙による影響等の正しい知識の普及を行う。

### 3 市町村及び事業者等の取組の促進

第11条 道は、市町村が実施する受動喫煙防止対策の促進に資するよう、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、事業者及び関係団体による自発的な受動喫煙防止対策を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### <主な施策>

<p>学校等における受動喫煙防止措置の促進</p>	<p>条例第15条の規定に基づき、保育所、認可外保育施設、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校において受動喫煙防止措置が促進されるよう、必要な情報提供や助言等を行う。</p>
<p>施設利用者の受動喫煙防止に取り組む公共的施設等への支援</p>	<p>受動喫煙防止対策に積極的に取り組む施設（第一種施設及び飲食店を除く。）を対象とした登録制度により、ステッカーの交付や道のホームページで登録施設を紹介するなど、施設利用者の受動喫煙防止に向けた取組を支援する。</p>
<p>道民の健康づくりに取り組む飲食店等への支援</p>	<p>普段の生活で活用できる健康づくりに関する情報提供、受動喫煙防止対策に積極的に取り組むこと、健康に配慮したオーダー対応やメニュー提供を行う飲食店等を対象とした登録制度により、ステッカーの交付や道のホームページで登録施設を紹介するなど、道民の健康づくりをサポートする取組を支援する。</p>
<p>飲食店等における受動喫煙防止のための表示の促進</p>	<p>条例第18条の規定に基づき屋内の全部の場所について喫煙をすることができない場所として定めた飲食店及び喫茶店において、出入口の見やすい箇所にその旨を記載した標識の掲示が行われるよう、ステッカーの交付や必要な助言等を行うことで、受動喫煙を未然に防止する環境を整備する。</p> <p>※健康増進法では、店内に喫煙専用室等を設置する施設に対し、標識の掲示義務が課せられている。</p>
<p>市町村への情報提供等</p>	<p>各市町村において、それぞれの地域の実情に応じた受動喫煙防止対策が推進されるよう、道内の取組状況について毎年度調査を実施し、好事例を情報提供するなど、市町村の取組を支援する。</p>
<p>関係団体における取組の促進</p>	<p>関係団体における従業員等（親族や派遣職員等の雇用関係にない者を含む）の受動喫煙の防止に向けた自発的な取組が促進されるよう、関係団体における取組状況について毎年度調査を実施し、好事例を情報提供するなど、関係団体の取組を支援する。</p>



#### 4 実施状況の調査

〔 第12条 道は、事業者及び関係団体による受動喫煙防止対策が推進されるよう、受動喫煙防止対策の実施状況を把握するための調査を行うものとする。 〕

<主な施策>

学校等における受動喫煙防止対策	保育所、認可外保育施設、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校における受動喫煙防止対策の実施状況について調査する。
第二種施設における受動喫煙防止対策	第二種施設の屋内及び屋外（出入口等）における受動喫煙防止対策の実施状況等について調査する。
公園等の屋外における受動喫煙防止対策	都市公園、スポーツ施設、遊戯施設等の屋外における受動喫煙防止対策の実施状況について調査する。

#### 5 体制の整備

〔 第13条 道は、国、市町村及び関係団体と連携して受動喫煙防止対策を推進するために必要な体制を整備するものとする。 〕

<主な施策>

道民の健康づくり推進協議会（受動喫煙防止対策専門部会）	北海道健康増進計画「すこやか北海道21」の推進について学識経験者等からの意見聴取を行うために設置した「道民の健康づくり推進協議会」の下に「受動喫煙防止対策専門部会」を設置し、受動喫煙の防止に関する効果的な対策の検討等を行う。
北海道・保健所設置市による受動喫煙対策連携会議	道内における受動喫煙対策を円滑に推進するため、北海道及び保健所設置市（札幌市、旭川市、函館市及び小樽市）で構成する「北海道・保健所設置市による受動喫煙対策連携会議」を設置し、受動喫煙対策の連携した実施について検討等を行う。
受動喫煙対策連絡会議（全庁会議）	全庁横断的に必要な情報の共有、施策を実施・推進するため、庁内全ての部、保健福祉部各課等で構成する「受動喫煙対策連絡会議」を設置し、受動喫煙対策の総合的な推進に関する事項について検討等を行う。
保健福祉部受動喫煙対策室及び道立保健所受動喫煙対策室	受動喫煙対策に関し、必要な施策を実施・推進するとともに、地域における取組の円滑な促進を図るため、「保健福祉部受動喫煙対策室」及び「道立保健所受動喫煙対策室」を設置し、関係機関等との連携・調整のほか、相談対応や情報提供、行政指導等を行う。

## 第8 法と連動した受動喫煙防止の取組の推進

平成30年7月に健康増進法の一部が改正（以下「改正法」という。）され、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の方が利用する施設等の区分に応じ、一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する方が講ずべき措置等が定められました。

条例は、改正法の内容を踏まえて制定したものであり、道としては、法に規定する受動喫煙防止対策と連動した取組を推進します。

区 分		改正健康増進法	条 例	
第一種施設	保育所、認可外保育施設、幼稚園、認定こども園、小・中・高校等	原則敷地内禁煙	敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所を設置できない)	
	医療機関、行政機関、大学、専門学校等	(屋外に喫煙場所を設置できる)	法に準拠	
第二種施設	事務所、宿泊施設、飲食店、スーパー、コンビニエンスストア等	屋内	原則屋内禁煙 (喫煙専用室等を設置できる)	法に準拠
		屋外	受動喫煙を防止するための措置を講ずることが望ましい	施設利用者の通行量等を考慮し、吸い殻入れ等の設置場所に配慮する
	飲食店の対応（経過措置）		既存の小規模飲食店（客席面積100㎡以下等）は、当面の経過措置として、喫煙を選択可能 ※保健所への届出が必要	法に準拠
	喫煙場所への20歳未満の立入禁止		立入禁止 (従業員、利用者等)	法に準拠
	標識の掲示	喫煙	喫煙室の出入口及び当該施設の主な出入口に標識を掲示	法に準拠
禁煙		規定なし	飲食店及び喫茶店は、 <u>主な出入口に標識を掲示</u>	
屋外	都市公園やスポーツ施設等の屋外施設（20歳未満の者等が多く利用する施設）	受動喫煙を防止するための措置を講ずることが望ましい	喫煙場所を設置する場合は、 <u>特定屋外喫煙場所と同等の措置を講ずるよう努める</u>	
20歳未満の者及び妊婦への対応		喫煙をする際は、望まない受動喫煙が生じないよう周囲の状況に配慮	<u>20歳未満の者及び妊婦がいる場所で喫煙しないよう努める</u> <u>保護者は、養育する子どもに受動喫煙を生じさせないよう努める</u>	
従業員等への受動喫煙防止対策		<u>従業員（雇用関係にある者）</u> に対する受動喫煙防止対策に努める	<u>従業員等（雇用関係にない親族や派遣職員等を含む）</u> に対する受動喫煙防止対策に努める	

<取組の内容>

説明会等の開催 (再掲)	より多くの道民や事業者等に条例の趣旨や内容を理解していただくためには、改正法の理解促進が不可欠であることから、道立保健所が実施する条例の説明会等において、改正法についても合わせて説明を行う。
飲食店等における 標識の掲示 (再掲)	改正法においては、第二種施設は原則屋内禁煙であり、禁煙施設の表示に関する規定がないことから、条例で表示に関する規定を設け、飲食店等では喫煙又は禁煙のいずれかの表示がなされるようにすることで、利用する方々の受動喫煙を未然に防止するための環境を整備する。
適切な分煙環境の 整備	受動喫煙防止対策を推進する上で、適切な分煙環境を整備することが重要であることから、国が実施する「受動喫煙防止対策助成金」等の活用を飲食店等に対して広くPRするとともに、本制度の対象事業者や助成率等の拡充について国に要望するなど、全ての方に望まない受動喫煙を生じさせない環境づくりを推進する。

**第9 その他の取組**

条例で規定していない歩きたばこ等の防止やサードハンドスモークへの対応について、受動喫煙防止対策と合わせて取り組みます。

<取組の内容>

歩きたばこ等の防 止	改正法によって一定の場所が喫煙禁止となることで、路上喫煙や歩きたばこの増加が懸念されることから、公共の場所における喫煙を制限し、快適な生活環境の確保を目的とする「北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例」(平成15年3月14日条例第34号)の趣旨や内容を道民等に対して幅広く周知する必要がある。 この条例では、「道民等は、歩行中であるとき、又は吸い殻入れが付近に設置されていない場合で、吸い殻入れを携帯していないときは、公共の場所において、喫煙しないよう努めなければならない。」とされており、受動喫煙防止条例と合わせ、市町村や関係団体等との連携を図りながら、リーフレットやポータルサイト等を通じて、幅広く周知する。
サードハンドスモ ークへの対応	喫煙者からの副流煙や吐き出す煙による直接的な受動喫煙(二次喫煙)による悪影響のほか、衣類や室内に付着した煙の成分から生じる残留たばこ煙、いわゆる「サードハンドスモーク」(三次喫煙)による健康への影響についても、厚生労働省の検討会等のほか、関係団体のホームページで情報提供が行われるなど、近年、社会的な問題となってきた。 このため、サードハンドスモークについても、受動喫煙の防止と合わせ、リーフレットやポータルサイト等を通じて、国の検討状況等を踏まえ、適切な情報を幅広く周知する。

## 第10 数値目標

区 分		対 象	現状値		目標値		数値の出典等	
普及啓発の実施	説明会等の開催箇所数	受動喫煙防止に係る説明会等を26道立保健所で開催	24保健所	R2	26保健所	R4	北海道保健福祉部調査	毎年
	ポータルサイトの閲覧数（月平均）	「北海道受動喫煙防止ポータルサイト」による情報発信	920件	R2	現状値から増加	R4	北海道保健福祉部調査	毎年
学習機会の確保	受動喫煙の防止に係る健康教育等の実施市町村数	道が制作した健康教育教材（DVD）を活用して健康教育等を実施する市町村	16市町村	R2	179市町村	R4	北海道保健福祉部調査	毎年
市町村及び事業者等の取組促進	学校等の敷地内における受動喫煙防止措置の実施率	敷地内で受動喫煙防止措置を実施する保育所、認可外保育施設、幼稚園、認定こども園、小・中・高校等	99.7%	R2	100%	R4	北海道保健福祉部調査	毎年
	禁煙としている飲食店等における禁煙表示の実施率	店内禁煙である旨を記載した標識を掲示している飲食店及び喫茶店	81.5%	R2	100%	R4	北海道保健福祉部調査（抽出調査）	毎年
	第二種施設の屋外における受動喫煙防止対策の実施率	喫煙場所を施設利用者に配慮した場所（出入口等から離れた場所）に設置している等受動喫煙防止対策を実施している第二種施設	66.3%	R2	現状値から増加	R4	北海道保健福祉部調査（抽出調査）	毎年
	受動喫煙防止対策を実施する都市公園（屋外）の実施率	屋外において特定屋外喫煙場所と同等の措置を講じている等受動喫煙防止対策を実施している都市公園	17.3%	R2	現状値から増加	R4	北海道保健福祉部調査	毎年
	「北海道のきれいな空気の施設」の登録施設数	受動喫煙防止対策に積極的に取り組む第二種施設（飲食店を除く）	971施設	R2	3,000施設	R4	北海道保健福祉部調査	毎年
	受動喫煙防止対策を実施している市町村数	北海道受動喫煙防止条例に関する取組等を実施する市町村	122市町村	R2	179市町村	R4	北海道保健福祉部調査	毎年

## 第11 計画の進行管理と評価

本計画を効果的かつ着実に推進するため、「道民の健康づくり推進協議会（受動喫煙防止対策専門部会）」において、毎年度、受動喫煙防止対策の推進状況や数値目標の達成状況の評価等を行います。

本プランは、平成27年に、国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた「持続可能な開発目標（SDGs）※」の「ゴール3：あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活の確保し、福祉を促進する」の達成に資するものです。

※ 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）  
2015年9月に国連で採択された、先進国を含む2030年までの国際社会全体の開発目標。17のゴール（目標）とその下位目標である169のターゲットから構成。

## 健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号） 概要

### 改正の趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。

#### 【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

#### 【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

#### 【基本的考え方 第3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

### 改正の概要

#### 1. 国及び地方公共団体の責務等

- 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。
- 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。
- 国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

#### 2. 多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等

- 多数の者が利用する施設等の類型に応じ、その利用者に対して、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止する。
- 都道府県知事（保健所設置市区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）は、(1)に違反している者に対して、喫煙の中止等を命ずることができる。

##### 【原則屋内禁煙と喫煙場所を設ける場合のルール】

		経過措置	
A 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関 旅客運送事業自動車・航空機	禁煙 (敷地内禁煙 ※1)	当分の間の措置	
	B 上記以外の多数の者が利用する施設、 旅客運送事業船舶・鉄道	原則屋内禁煙 (喫煙専用室(喫煙のみ)内 でのみ喫煙可)	【加熱式たばこ ※2】 原則屋内禁煙 (喫煙室(飲食等も可)内 でのみ喫煙可)
			既存特定飲食提供施設 (個人又は中小企業(資本金又は出資の総額 5000万円以下 ※3)) かつ 客席面積100㎡以下の飲食店 標識の掲示により喫煙可
飲食店			

※1 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

※2 たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの。

※3 一の大規模会社が発行済株式の総数の二分の一以上を有する会社である場合などを除く。

注：喫煙をすることができる場所については、施設等の管理権原者による標識の掲示が必要。

注：公衆喫煙所、たばこ販売店、たばこの対面販売（出張販売によるものを含む。）をしていることなどの一定の条件を満たしたパーやスナック等といった喫煙を主目的とする施設について、法律上の類型を設ける。

- 旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、(1)の適用除外とする。
- 喫煙をすることができる室には20歳未満の者を立ち入らせてはならないものとする。
- 屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならないものとする。

#### 3. 施設等の管理権原者等の責務等

- 施設等の管理権原者等は、喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備（灰皿等）を設置してはならないものとする。
- 都道府県知事は、施設等の管理権原者等が(1)に違反しているときは、勧告、命令等を行うことができる。

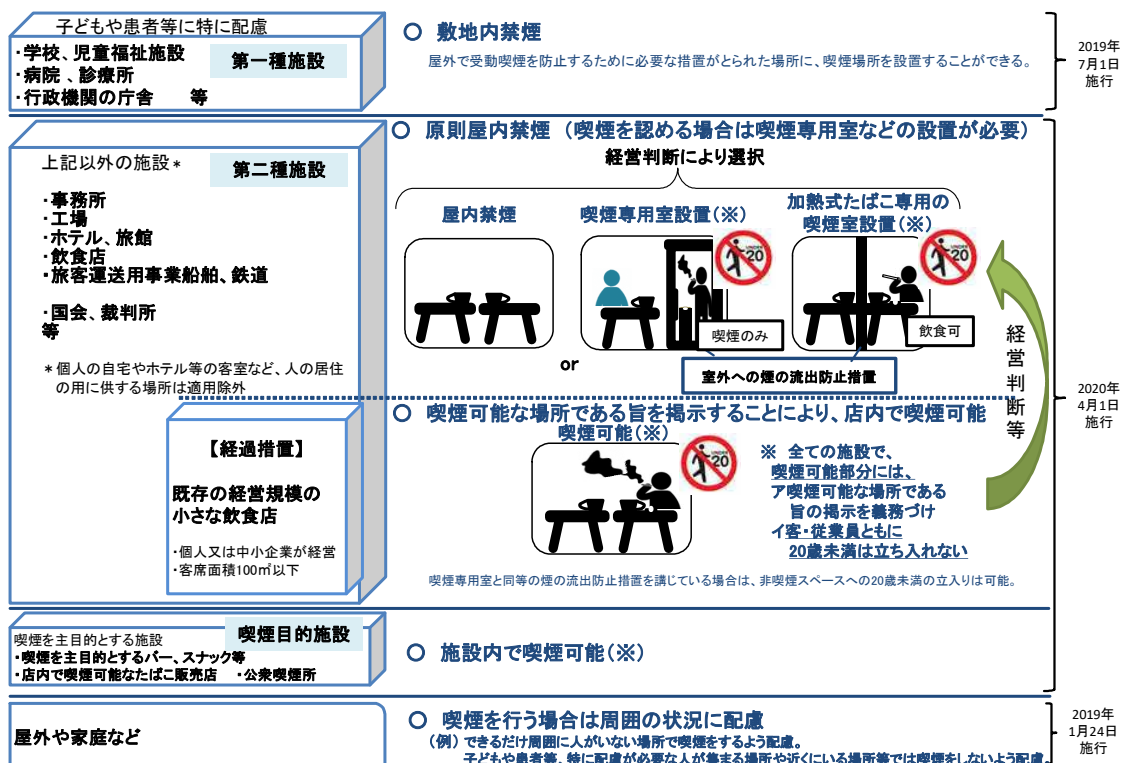
#### 4. その他

- 改正後の健康増進法の規定に違反した者について、所要の罰則規定を設ける。
- この法律の施行の際現に業務に従事する者を使用する者は、当該業務従事者の望まない受動喫煙を防止するため、適切な措置をとるよう努めるものとする。
- 法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### 施行期日

2020年4月1日（ただし、1及び2(5)については2019年1月24日、2.A二重線部の施設に関する規定については2019年7月1日）

## 改正健康増進法の体系



## 国及び地方公共団体の責務について

1. 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。

①周知啓発

国民や施設の管理権原者などに対し、受動喫煙による健康影響等について、国及び地方自治体がパンフレット資料の作成・配布等を通じて周知啓発を行う。

②喫煙専用室等の設置に係る予算・税制上の措置

飲食店等における中小企業の事業主等が、受動喫煙対策として一定の基準を満たす喫煙専用室等を整備する際、その費用について助成を行う。  
また、中小企業等が経営改善設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、喫煙専用室に係る器具備品等がその対象となることを明確化する。

③屋外における分煙施設

屋外における受動喫煙対策として、自治体が行う屋外における分煙施設の整備に対し、地方財政措置による支援を行う。

2. 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。

（考えられる協力の例）

○ 事業主団体等を通じた周知

飲食の機会等において患者や妊婦をはじめ受動喫煙を望まない者を喫煙可能な場所に連れて行くことがないようにするため、受動喫煙を防止する観点からの留意事項をまとめ、事業主団体等を通じて、周知啓発を行う。

○ 民間の飲食店情報サイトへの協力依頼

屋内禁煙、喫煙専用室設置店、既存特定飲食提供施設等の情報を掲載し、飲食店を選択する方に広く周知する。

3. 国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

○ 加熱式たばこの受動喫煙による健康影響等について、科学的知見の蓄積を行う。

# 北海道受動喫煙防止条例（令和2年3月31日条例第4号）

## 目次

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 受動喫煙の防止に関する基本的施策（第8条－第14条）

第3章 受動喫煙を防止するための措置（第15条－第19条）

附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、受動喫煙の防止に関し、基本理念を定め、並びに道、道民等、事業者及び関係団体の責務を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項及び受動喫煙を防止するための措置を定めることにより、受動喫煙防止対策を総合的かつ計画的に推進し、もって道民の健康の増進を図ることを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 喫煙 健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）第28条第2号に規定する喫煙をいう。
- (2) 受動喫煙 法第28条第3号に規定する受動喫煙をいう。
- (3) 受動喫煙防止対策 人の健康に悪影響を及ぼすものである受動喫煙を未然に防止するための全ての取組をいう。

#### （基本理念）

第3条 受動喫煙防止対策は、受動喫煙が人の健康に悪影響を及ぼすものであるとの認識の下に、全ての者に望まない受動喫煙を生じさせない「受動喫煙ゼロ」の実現を目指して推進されなければならない。

- 2 受動喫煙防止対策は、特に20歳未満の者及び妊娠中の者（第5条第3項、第10条第2項及び第17条において「妊婦」という。）について受動喫煙が健康に悪影響を及ぼすおそれが高いことに配慮して推進されなければならない。
- 3 受動喫煙防止対策は、国、道、市町村、道民、事業者及び関係団体の適切な役割分担の下に、一体的に推進されなければならない。

#### （道の責務）

第4条 道は、前条に定める基本理念（次条から第7条までにおいて「基本理念」という。）にのっとり、受動喫煙防止対策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

- 2 道は、受動喫煙防止対策の推進に当たっては、国、市町村、事業者及び関係団体と緊密な連携を図らなければならない。

#### （道民等の責務）

第5条 道民等は、基本理念にのっとり、受動喫煙が人の健康に及ぼす悪影響その他の受動喫煙に関する正しい知識を持つよう努めなければならない。

- 2 道民等は、基本理念にのっとり、喫煙をする際は自らの喫煙により受動喫煙を生じさせることがないように配慮しなければならない。
- 3 道民等は、基本理念にのっとり、20歳未満の者又は妊婦がいる場所において喫煙をしないよう努めなければならない。
- 4 保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の道民等で、未成年者を現に監護するものをいう。）は、基本理念にのっとり、現に監護する未成年者に受動喫煙を生じさせることがないように努めなければならない。
- 5 道民等は、国、道、市町村及び事業者が実施する受動喫煙防止対策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事務所又は事業所において、受動喫煙を未然に防止するための設備の整備その他の必要な環境の整備に努めなければならない。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、従業員その他当該事務所又は事業所において労働する従業員以外の者に受動喫煙を生じさせることがないように、教育、知識の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 事業者は、国、道、市町村及び関係団体が実施する受動喫煙防止対策に協力しなければならない。

(関係団体の責務)

- 第7条 関係団体は、基本理念にのっとり、受動喫煙防止対策を実施し、及び推進するよう努めなければならない。
- 2 関係団体は、国、道、市町村及び事業者が実施する受動喫煙防止対策に協力しなければならない。

## 第2章 受動喫煙の防止に関する基本的施策

(基本計画)

- 第8条 知事は、受動喫煙防止対策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 受動喫煙防止対策についての基本的な考え方
- (2) 受動喫煙防止対策に関する具体的施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、受動喫煙防止対策を推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。
- 6 知事は、毎年、基本計画に基づく施策の実施状況について公表しなければならない。

(普及啓発)

- 第9条 道は、道民等、事業者及び関係団体に対し、受動喫煙が人の健康に悪影響を及ぼすことについての理解を深めさせるとともに、自発的な受動喫煙防止対策を促進するため、普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(学習の機会の確保)

- 第10条 道は、道民、事業者及び関係団体に対し、受動喫煙防止対策に関する理解を深めさせるため、受動喫煙防止対策に関する学習の機会を確保するための必要な措置を講ずるものとする。
- 2 道は、20歳未満の者及び妊婦について受動喫煙がその健康に悪影響を及ぼすおそれが高いことに関する理解を深められるよう、これらの者に対し、知識の習得に必要な措置を講ずるものとする。
- (市町村及び事業者等に対する情報の提供)

- 第11条 道は、市町村が実施する受動喫煙防止対策の促進に資するよう、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 道は、事業者及び関係団体による自発的な受動喫煙防止対策を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(受動喫煙防止対策の実施状況の調査)

- 第12条 道は、事業者及び関係団体による受動喫煙防止対策が推進されるよう、受動喫煙防止対策の実施状況を把握するための調査を行うものとする。

(体制の整備)

- 第13条 道は、国、市町村及び関係団体と連携して受動喫煙防止対策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

- 第14条 道は、受動喫煙防止対策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。



### 第3章 受動喫煙を防止するための措置

#### (第一種施設における受動喫煙の防止の措置)

第15条 20歳未満の者に受動喫煙を生じさせないよう、次に掲げる第一種施設（法第28条第5号に規定する第一種施設をいう。以下この条及び第19条において同じ。）の管理権原者（施設（敷地を含む。）の管理に関し権原を有する者をいう。次条から第19条までにおいて同じ。）は、当該第一種施設の屋外に特定屋外喫煙場所（法第28条第13号に規定する特定屋外喫煙場所をいう。第17条において同じ。）を定めないようにしなければならない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所及び同項に規定する業務を目的とする施設であって同法第35条第4項の認可を受けていないもの
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園

#### (第二種施設における受動喫煙の防止の措置)

第16条 第二種施設（法第28条第6号に規定する第二種施設をいう。以下この条において同じ。）の管理権原者は、当該第二種施設の屋外の場所に専ら喫煙の用に供させるための器具又は設備を設置しようとするときは、受動喫煙を生じさせることがないようその設置場所について配慮しなければならない。

#### (屋外の施設における受動喫煙の防止の措置)

第17条 公園その他の多数の者が利用する屋外の施設であって20歳未満の者を主にその利用の対象とするものの管理権原者は、当該施設に喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、20歳未満の者に受動喫煙を生じさせないよう、特定屋外喫煙場所を定めることと同等の措置を講ずるよう努めなければならない。公園その他の多数の者が利用する屋外の施設であって妊婦を主にその利用の対象とするものについても、同様とする。

#### (禁煙の標識の掲示)

第18条 飲食店又は喫茶店（以下この条及び次条において「飲食店等」という。）の管理権原者又は管理者は、当該飲食店等の屋内の全部の場所について喫煙をすることができない場所として定めるときは、当該飲食店等の主たる出入口の見やすい箇所に、その旨を記載した標識（次項において「禁煙の標識」という。）を掲示しなければならない。

- 2 前項の場合において、飲食店等の管理権原者又は管理者は、当該飲食店等の屋内の全部又は一部の場所について喫煙をすることができる場所とすることとしたときは、速やかに、当該飲食店等に掲示された禁煙の標識を除去しなければならない。

#### (指導又は助言)

第19条 知事は、第15条及び前条の規定の施行に関し必要があると認めるときは、第一種施設の管理権原者又は飲食店等の管理権原者若しくは管理者に対し、受動喫煙の防止の措置について必要な指導又は助言をすることができる。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第18条及び第19条（第18条に係る部分に限る。）の規定 令和2年7月1日
  - (2) 第15条及び第19条（第15条に係る部分に限る。）の規定 令和3年4月1日
- 2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。